奈良県肺がん検診実施要領の改正について

	ページ	改正箇所	改正内容·理由
1			・指針の改正により、受診を推奨する年齢を追加。
2	p1	3. 対象者	・喀痰細胞診の対象者については、令和3年3月に改定された肺がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)に基づき、加熱式タバコの喫煙指数の計算方法を追加。(別添1参照)
3			・「妊娠の疑いのある者」という表記を指針にある「妊娠の可能性のある者」に統一。
4		4. 検診項目及び各検診項目における留意点 (1)	・指針に合わせ、「等」を追加。
5	p2•3	(3)胸部エックス線写真読影5.指導区分等(1)	・指針の改正により、「肺癌集団検診の手引き(日本肺癌学会集団検診委員会編)」から「肺がん検診の手引き(日本肺癌学会肺がん検診委員会)」に変更。
6	р3	(4)喀痰細胞診	・指針の改正により、「公益社団法人」を追加。
7		その他修正箇所	・別添のチェックリストを削除。 ・別添の仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目を削除。 ・様式の和暦表記を削除。 ・個人情報の保護について、通知の改訂に伴い修正。 ・様式4(p.13) 精密検査について、最新データが平成30年度地域保健・健康増進事業報告であるため変更。 ・参照文書の記載方法の統一。

※改正箇所は、添付の奈良県肺がん検診実施要領案に赤字記載。